

広島県教育委員会規則第三号

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十三日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十九年広島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第一号(3)中「第十六条第五項」を「第十六条第六項」に改め、同号中(4)及び(5)を削り、同表の第三号(1)中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同号(2)中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改め、同号(3)中「第七条第二項」を「第六条第二項」に改め、同号(4)中「第八条」を「第七条」に改め、同号(5)中「第十条」を「第九条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第八号）附則第八項の規定により改正前の職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）第十九条の六の規定の例によるものとされる事務については、この教育委員会規則による改正前の広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則第二条の規定の例によるものとする。